

福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、本市内において現に保育所、認定こども園、小規模保育事業、又は事業所内保育事業のいずれかの施設・事業（以下「保育所等」という。）を運営する者が、比較的余裕のある0歳児クラスの保育士や、余剰スペース等の既存ストックを活用し、1歳児を新たに受け入れることで、保育需要の高い1歳児の受け入れの拡大を目的とするもの。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に基づき、福岡市内に設置された施設をいう。
- (2) 「認定こども園」とは、法第39条の2及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に基づき、福岡市内に設置された施設をいう。
- (3) 「小規模保育事業」とは、法第6条の3第10項に規定するもののうち、福岡市内に設置された施設をいう。
- (4) 「事業所内保育事業」とは、法第6条の3第12項に規定するもののうち、福岡市内に設置された施設をいう。
- (5) 「1歳児」とは、保育所等の利用申込を行っている年度の4月1日における年齢が1歳である児童をいう。なお、福岡市外に住む児童は除く。
- (6) 「入所保留児童」とは、補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）が運営する施設（以下「補助対象施設」という。）を希望する児童のうち、補助対象施設の利用定員等を超えたため入所保留となっている児童をいう。なお、福岡市外に住む児童は除く。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市内で保育所等を運営する者

(2) 本市の市税を滞納していない者

(補助対象者の要件)

第5条 本事業の補助対象者あるいは補助対象施設は、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 補助金の交付を申請する会計年度の4月1日利用申込の1次調整について、各区と調整を終えていること。

(2) 原則、補助金の交付を申請する会計年度の4月1日利用申込の1次調整の結果通知以降、1歳児に入所保留児童が発生していること（以下、1次調整の結果通知以降、入所保留児童が発生した選考結果通知日を「基準日」とする）。

(3) 原則、補助金の交付を申請する会計年度の利用申込に係る基準日時点において、1歳児の利用定員が埋まっていること又は利用定員を超えて1歳児を受け入れていること。ただし、補助金の交付を申請する会計年度を除く直近3か年の4月1日の1歳児の受入人数のいずれもが利用定員を超えている場合は、直近3か年の4月1日の1歳児の受入人数の平均を利用定員としてみなす（以下、「基準定員」という。）。

(4) 小規模保育事業及び事業所内保育事業については、連携施設における3歳児以降の受け入れが確保されていること。

2 補助金の交付を申請する会計年度の前年度にこの補助金の交付を受けた補助対象施設は、前年度の交付対象となった1歳児の受入人数まで1歳児の受け入れを行った場合に限り、前項第2号及び第3号の要件を満たしたものとする。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付を受けて実施する事業は、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 保育所

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年福岡市条例第56号）

(2) 認定こども園

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号）、福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）

(3) 小規模保育事業及び事業所内保育事業

福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第59号）

2 原則、補助金の交付を申請する会計年度の翌年度の4月1日についても、補助金の

交付対象とした1歳児の受入人数を維持し、受け入れを行うこと。

- 3 原則、補助金の交付を申請する会計年度の翌年度末までに新たに受け入れた1歳児の人数等を踏まえた適切な利用定員に変更すること。
- 4 年度中途に保育需要の高まる0歳児や、2歳児以上の新たな受け入れにも対応ができるよう、保育士等の確保や保育室の拡充、利用定員の見直しに努めること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、1歳児を新たに受け入れるために必要な保育士等の人件費や、保育室のレイアウト変更等の環境整備費、その他利用定員を見直すにあたって必要な経費とする。

(補助金の額等)

第8条 補助金は、0歳児クラスの保育士や余剰スペース等を活用し、1歳児の入所保留児童を新たに受け入れた場合に、受け入れた1歳児1人につき、月額84,000円を交付する。

- 2 月途中で1歳児を新たに受け入れた場合は、補助金の金額は公定価格の算定方法に準じて算出する。
- 3 補助対象期間中において退所等により1歳児の利用人数が補助金の交付対象とした1歳児の受入人数を下回った期間については、当該1歳児の受入人数まで受け入れを行う見込がある場合に限り、補助金の交付期間に含めることができる。
- 4 補助金の交付期間は、最長翌年度末までとする。翌年度(2年目)については、初年度に補助金の交付対象とした人数に応じた額を交付する。

(交付の申請)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする保育所等は、福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、予算の範囲内で決定し交付する。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合は、決定の内容及び交付の条件等を福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。
- 3 補助金の不交付を決定する場合には、不交付を決定した申請者に対して、福岡市1

歳児受け入れ促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更等）

第12条 第10条の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定の内容等の変更を行う場合には、福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金変更申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定を取消し又は変更すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を取消し又は変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定を取消し又は変更したときは、福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金変更決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、交付決定を取消し又は変更することが不適当と認めたときは、補助事業者に対し、福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、その旨及び理由を通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、福岡市1歳児受け入れ促進事業実績報告書（様式第7号。以下、「実績報告書」という。）に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、福岡市1歳児受け入れ促進事業実績確認書（様式第8号）を作成するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市1歳児受け入れ促進事業補助金確定通知書（様式第9号）により速やかに補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるも

のとする。

(交付決定の取消等)

第 15 条 市長は、次に掲げる場合には、第 10 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、第 5 条の要件、第 6 条の条件、その他本要綱の内容に反した場合
- (2) 補助事業者が、法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反した場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第 16 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者または補助事業者に対し、当該申請者または当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付の時期)

第 17 条 市長が補助事業者に交付する補助金は、第 12 条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、福岡市補助金交付規則第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、事前に交付するものとする。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日入所の利用調整から適用する。
- 3 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。